

**川崎駅東口周辺地区
総合自転車対策 第2期 実施計画
(平成 26 年度～平成 28 年度)**

**平成 26 年 3 月
川 崎 市**

川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策 第2期実施計画

(平成26年度～平成28年度)

目 次

1.	はじめに	P 1
2.	計画期間	P 1
3.	基本計画の概要	P 2
4.	基本計画策定時からの社会環境変化	P 3
5.	第1期3カ年【H23～H25】の成果と課題	P 6
6.	計画期間【H26～H28】の主な取組	P 17
7.	実施計画一覧表	P 25

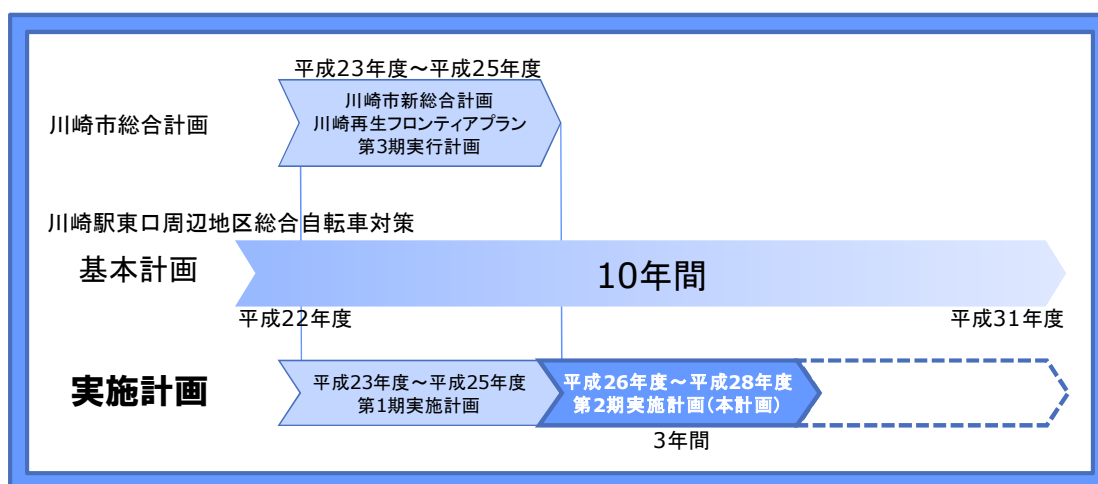
1. はじめに

川崎駅東口周辺においては、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画（平成22年8月策定）」に位置づけた3つの基本方針に基づく各政策を推進しており、これまでに、宮本町機械式駐輪場や市役所通り通行環境整備、駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金設定をおこなうなどの取り組みを行ってまいりました。本実施計画につきましては、第1期実施計画期間（平成23年度から平成25年度）が終了することから、事業進捗状況や取組に対する効果の把握・検証などを行い、平成26年度からの3カ年（平成26年度から平成28年度）を対象とした第2期の実施計画を定めたものです。

今後も引き続き、本実施計画により、歩行者と自転車の通行環境の安全性・快適性及びまちなみ景観の向上や効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用を進め、本市を代表とする拠点としての「魅力あるまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいります。

2. 計画期間

実施計画については、社会経済環境の変化に適正に対応するため、3カ年ごとに更新・見直しをすることになっており、第2期実施計画は、平成26年度から平成28年度の3年間を対象期間としています。



3. 基本計画の概要

「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策」基本計画概要

目標と 3 つの基本方針

目標

魅力あるまちをつくる

公民連携により、自転車と歩行者の通行環境の安全性・快適性及びまちなみ景観の向上を図り、本市を代表する拠点としての都市機能及び魅力を高めます。

基本方針 1

安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

- ・ 歩行者と自転車の通行空間の分離を基本とした安全性と快適性の向上に向けた取り組みの推進
- ・ 自動車中心の道路構造から歩行者・自転車のための道路空間構築に向けた取り組みの推進

施策①市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備
 施策②不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保
 施策③駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制
 施策④自転車通行環境整備に向けた取り組み

基本方針 2

適正な自転車利用の誘導

- ・ 自転車需要をマネジメントするという発想にたった公共交通機関への転換等を含めた総合的な自転車対策の推進
- ・ 公民の協働の取り組みによる適正な自転車利用の推進

施策⑤放置自転車の撤去の徹底
 施策⑥交通体系を考慮したバス交通の利用促進
 施策⑦コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み
 施策⑧交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

基本方針 3

効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

- ・ 駐輪需要に対応した計画的な駐輪場の整備
- ・ 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定
- ・ 公民連携による駐輪場の整備・管理・運営の推進

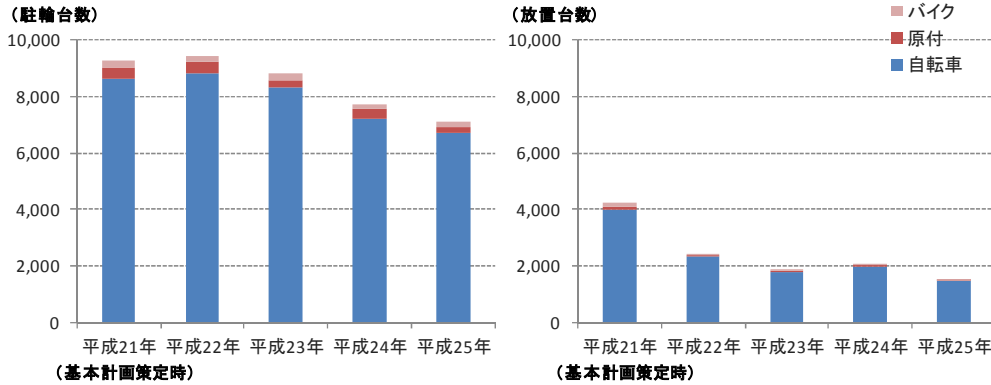
施策⑨利用目的に応じた駐輪場の整備
 施策⑩駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定
 施策⑪公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討

4. 基本計画策定時からの社会環境変化

(1) 自転車需要の近年の推移

自転車の利用については、基本計画策定時（平成 21 年）と比べて、近年は駐輪場の利用台数や放置自転車の台数が減少傾向にあります。特に放置自転車台数は平成 21 年と比べ、平成 24 年は半分程度に減少しています。

● 基本計画策定時(平成 21 年)以降の自転車・バイクの駐輪台数・放置台数の推移



※「川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査（平日 12 台調査）」結果より

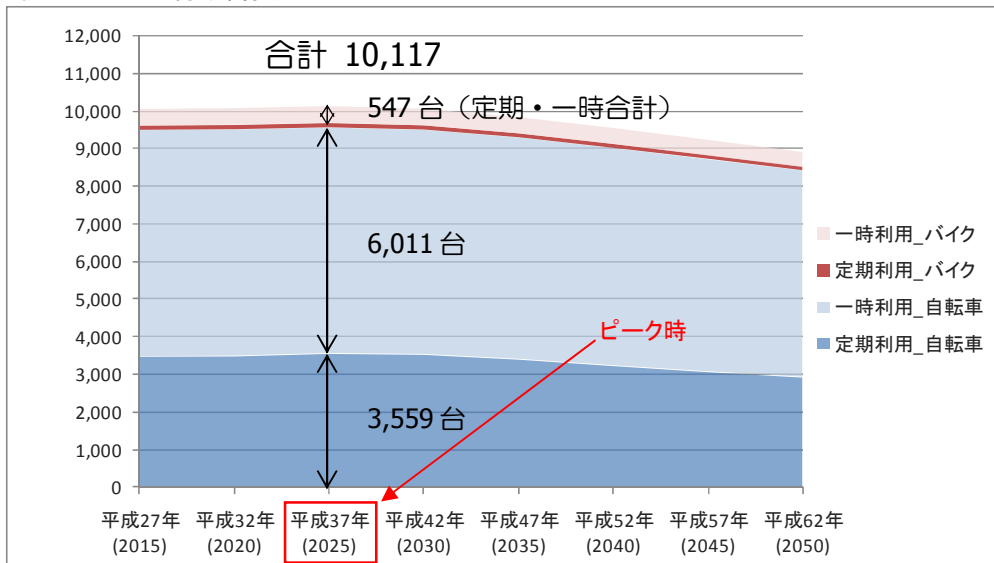
(2) 将来自転車需要の再推計

近年、自転車の利用状況に変化があることから、今回、実施計画を策定するにあたり、最新の自転車利用状況等をもとに、改めて将来需要を予測しました。

予測に当たっては、定期利用と一時利用を分け、平成 24 年の放置自転車実態、および平成 25 年 4 月時点の自転車駐輪場の利用実態等をもとに、定期利用者の予測は川崎市内各区、および川崎区に隣接する東京都大田区、横浜市鶴見区において、居住地別・性別・目的別に年齢階層別将来人口を、一時利用者の将来予測については川崎区の将来人口を用い、需要の予測を行いました。

基本計画策定時（平成 21 年）の需要予測では、平成 32 年（2020 年）にピークとなり、約 15,500 台となりましたが、今回の需要予測では、自転車・バイクの将来需要は平成 37 年（2025 年）にピークとなり、約 10,100 台になるものと予測されます。

● 自転車・バイクの将来需要



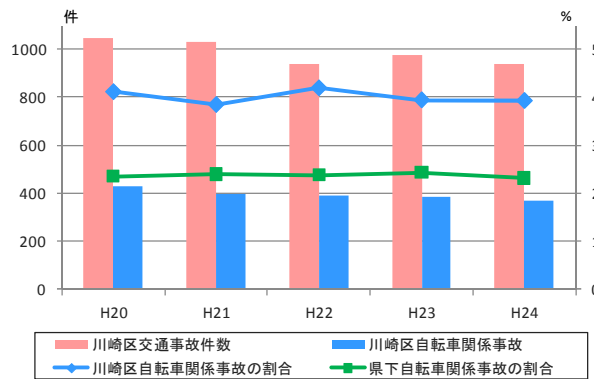
(3) 川崎区内の交通事故件数の推移

最近5年間における川崎区内の全交通事故件数や、自転車関係事故件数は微減傾向にある一方、全交通事故に占める自転車関係の事故の割合は、40%前後で横ばいとなっています。

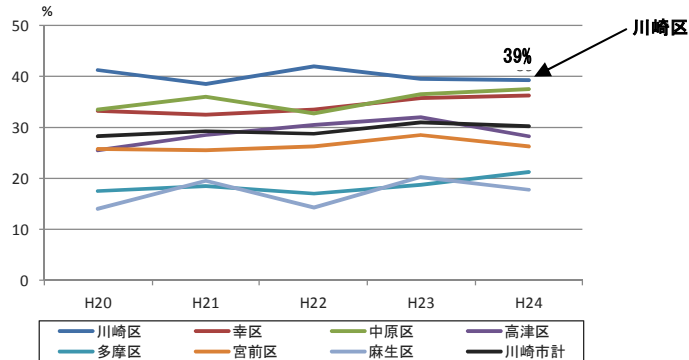
県下の割合の平均が23～4%程度で推移していることから、川崎区における自転車関係事故の割合は県下平均の約1.6～1.7倍と高い状況です。川崎市内に限ってみても、自転車関係事故の割合が最も多い区となっています。

自転車関係事故件数の当事者の年齢構成を見ると、こどもが11%前後、高齢者が17%前後、こども・高齢者以外が72%前後で推移しています。

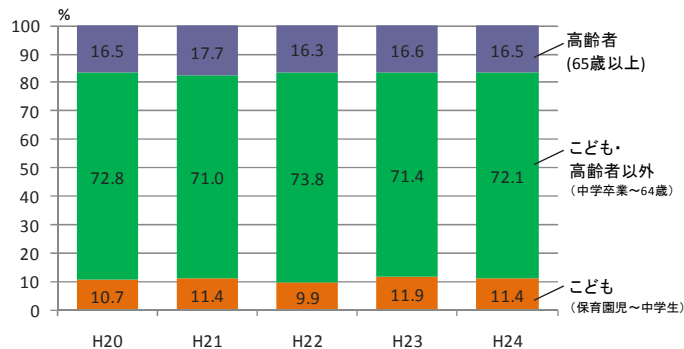
●川崎区内の交通事故件数の推移（平成20年～平成24年）



●川崎市7区における交通事故件数に占める自転車関係事故の割合の推移（平成20年～平成24年）



●川崎区内の自転車関係事故の当事者の年齢構成の推移（平成20年～平成24年）

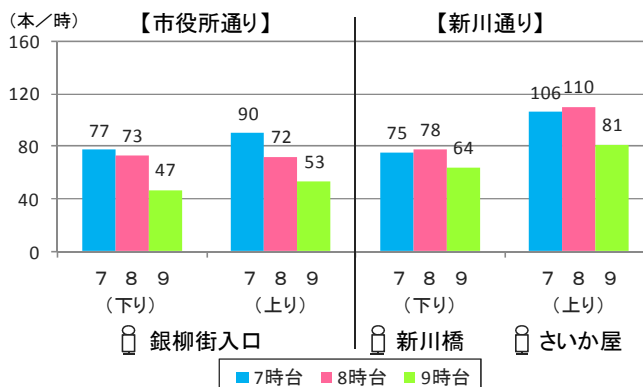


出所) いずれのグラフも神奈川県警察資料より川崎市作成

(4) 路線バスの運行状況

川崎区ではバス交通網が充実しており、朝の通勤時間帯では、市役所通りにおいて約400台、新川通りにおいて約500台のバスの運行があり、主要な交通機能として重要な役割を担っています。

●朝の通勤時間帯のバス運行本数



(5) まとめ

- 川崎駅東口周辺地区では駐輪台数、放置台数とも減少しており、特に平成25年の放置自転車台数は平成21年（基本計画策定時）の半分以下に減少しています。
- 近年の川崎駅東口周辺地区での自転車の駐輪台数や放置台数をもとに将来需要を予測すると、基本計画策定時の将来予測のおよそ三分の二の台数（約1万台）になります。
- 川崎駅東口周辺地区での自転車利用者は年々、減少傾向にあります。川崎区内による自転車関係の事故は、約40%の高い割合で、横ばいの状況が続いています。

5. 第1期3ヵ年【H23～H25】の成果と課題

基本方針
1

安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

施策① 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
市役所通り関係機関協議	市役所通りの自転車通行環境整備	市役所通りの自転車通行環境整備の効果検証

○ 第1期実施計画の成果

市役所通りに自転車通行帯を整備

歩行者と自転車の通行環境の構築につきましては、市役所通りの路上駐輪場を撤去し、歩行者と自転車の通行空間を分離する、延長約450mの歩行者・自転車通行帯を整備し、平成25年10月から本格供用を開始しました。また、供用開始後に歩行者と自転車利用者の遵守率の実態調査を行いました。



○ 課題

供用開始直後の実態調査では、歩道を通行する歩行者の9割が歩行者通行帯を通過しており、自転車利用者の9割弱が自転車通行帯を通過しておりますが、供用開始から6ヶ月後の調査では、自転車利用者の遵守率は向上していますが、歩行者の遵守率は変わらないことから、今後も引き続き、実態調査を行い、自転車利用者や歩行者に対し、通行ルール・マナーを守るよう啓発活動を行っていく必要があります。

市役所通りの歩行者・自転車利用者の遵守率

調査実施日	歩行者	自転車利用者
平成25年10月	90%	86%
平成26年3月	89%	90%

今後、実施する新川通りの通行環境整備につきましては、市役所通りの効果検証を踏まえるとともに、平成24年11月に策定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の内容を考慮し、警察等の関係機関との調整を行うなど、整備形態について検討する必要があります。

施策② 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
路上違反広告物の撤去 ・ 関係機関との連携体制構築	路上違反広告物の撤去 ・ 市役所通り等の違反広告物等の撤去	路上違反広告物の撤去 ・ 市役所通り等の違反広告物等の撤去徹底

○ 第1期実施計画の成果

市民ボランティアや警察等との連携により路上違反広告物の撤去活動や撤去指導を実施

市民ボランティア（路上違反広告物除去推進協力員）や警察等との連携により、路上違反広告物の撤去活動及び撤去指導を行いました。

○ 課題

道路上の不法占用物件に対する指導や撤去につきましては、一時的には指導に従っても再び不法占用を開始したり、撤去後に別の物件を設置するケースなどが見られます。チェーン店のよう
に、責任者が短期間で、入れ替わってしまう店舗では、不法占用に対する意識が徹底されず、それが周辺の店舗にも影響してしまうことが一因となっていると考えられます。

今後は、継続的に撤去活動等を行うとともに、市役所通りの検証を行い、対応方針について検討する必要があります。

施策③ 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
川崎駅東口駅前広場周辺の「押し歩き」推進活動 関係機関等との連携体制の構築	関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動	効果検証 さらなる連携体制の構築

○ 第1期実施計画の成果

ボランティア等と連携して「押し歩き推進キャンペーン」を開催

「押し歩きエリア」において、ボランティア、マナーアップ指導員、地元商店街、警察等との連携により、交通安全運動期間などに「押し歩き推進キャンペーン」を8回開催し、延べ約3,000人に、押し歩きの推進等について、呼びかけを行いました。また、地元商店街と連携のもと、街頭放送による交通ルール等の啓発活動を行いました。



○ 課題

これまで、「押し歩き推進キャンペーン」を継続的に実施してきましたが、調査結果によると、キャンペーンを実施しているときの遵守率は、8割から9割であり、キャンペーンを実施していないときの遵守率は、1割程度の遵守率であったことから、「押し歩き」について、今後も効果的なキャンペーン等の啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

押し歩きエリアによる自転車利用者の「押し歩き」の遵守率

調査実施日	実施前	実施中	実施後
平成23年11月	13%	88%	-
平成24年10月	11%	77%	9%

施策④ 自転車通行環境整備に向けた取り組み

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討	自転車通行環境整備方針の策定	対象路線の整備に向けた協議・調整

○ 第1期実施計画の成果

自転車通行環境整備基本計画の策定に向けた検討

通行環境の構築などを含めた、自転車対策の基本的な考え方を取りまとめた自転車通行環境整備基本計画の策定に向けた検討を実施しました。

県道川崎府中線に一方通行の自転車道を整備

県道川崎府中のJRガード下（アンダーパス部）では、自転車通行をめぐる事件や事故が発生したことから、更なる安全対策が求められていました。そこで、平成24年度に、「歩行者・自転車・自動車の安全な通行環境の創出」を目的として、神奈川県警察と連携し、京急川崎駅周辺地区における安全な通行環境改善に向けた社会実験を実施しました。そして、この結果を受けて策定した「京急川崎駅周辺地区通行環境改善計画」に基づき、歩行者・自転車・自動車それぞれが分離して通行できるよう、延長約200mの一方通行の自転車道を整備し、平成25年10月から本格供用を開始しました。



○ 課題

川崎区内におきましては、全交通事故に占める自転車関係の事故の割合が高いことから、自転車事故の発生状況などを踏まえ、危険性の高い道路の安全対策などの取り組みが必要となります。

適正な自転車利用の誘導

施策⑤ 放置自転車の撤去の徹底

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
放置自転車の撤去の徹底 ・休日撤去の強化 ・映像を活用した啓発活動等	放置自転車の撤去の徹底 ・前年度取組み継続ほか 映像内容の充実	放置自転車の撤去の徹底 ・前年度取組み継続ほか市役所通り 放置自転車の撤去活動を強化
駐輪場利用の啓発活動 ・駅前広場放置防止の強化	駐輪場利用の啓発誘導 ・宮本町地内駐輪場への誘導	駐輪場利用の啓発誘導 ・短時間駐輪場利用の啓発誘導

○ 第1期実施計画の成果

放置自転車の撤去や、放置防止のためのさまざまな取り組みを実施

平日の撤去作業に加えて、休日の撤去作業を3年間で延べ193日間行い、約80,000台の放置自転車を撤去しました。また、啓発用DVDを作成し、関係機関に配布するとともに、川崎駅構内の大型ビジョンにより、放置禁止の広報動画を放映しました。

東口駅前広場及び市役所通りでは整理誘導員を配置し、放置自転車等への駐輪場誘導と啓発活動を実施しました。また、市役所通りの時間利用駐輪場の整備にあわせて、自転車が放置されないよう注意喚起看板の設置と貼札による警告行為を強化しました。



自転車等の撤去台数

平成22年	平成23年	平成24年
30,516台	26,731台	22,668台

○ 課題

放置自転車等の撤去につきましては、撤去トラックの増加や休日撤去作業の実施等による撤去体制の強化により、放置自転車等の撤去台数が減少し、一定の成果はありましたが、午後の時間帯による買い物利用等の短時間放置の自転車等に対する対策が必要です。

また、整理誘導員を配置して啓発を行っているエリアにつきましては、放置自転車等が減り、一定の効果を上げていますが、整理誘導員がいない場所に自転車等が放置されるケースが見受けられることから、引続き整理誘導員による啓発活動を行っていく必要があります。

施策⑥ 交通体系を考慮したバス交通の利用促進

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
バス交通のサービスの充実 ・バスロケーションシステムの導入 ・停留所施設等の充実	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保 ・荷捌き対策推進計画の検討	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保 ・荷捌き対策の一部実施
	サイクル&バスライド の可能性の検討	サイクル&バスライドの 取り組みの方向性の整理

○ 第1期実施計画の成果

バス交通のサービスの充実やサイクル&バスライドの試験運行の実施へ向けて検討

バス交通のサービスの充実につきましては、市バスでは情報通信端末の多様化に合わせて市バスナビのスマートフォン対応を行うとともに、バス停留所3箇所に停留所運行情報表示器の設置や、バス停留所施設の上屋5基、照明付標識12基の代替整備を実施し、停留所施設の充実を図りました。

荷さばき対策につきましては、物流関係者、学識経験者及び行政等からなる「荷さばき対策検討協議会」による意見や荷さばきの実態調査などを踏まえ、「川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画」を策定しました。

サイクル&バスライド*の取り組みにつきましては、試験施行の実施に向け、自転車利用の特性やバス交通体系の整理など、川崎駅東口周辺地区への適用性について検討を行い、試験施行を実施する候補地を選定しました。



○ 課題

バス交通のサービスの充実につきましては、バス交通の利便性向上と利用促進を図るため、引き続き、利用者一人ひとりに的確かつスピーディに運行情報を提供できる市バスナビを中心とした情報提供の充実や、停留所施設の計画的な整備を行う必要があります。

荷さばき対策につきましては、貨物運送事業者、商業者及び荷主などの多様な物流関係者が存在し、それぞれの立場による考え方等があることから、物流関係者の合意を図りながら段階的に進めていく必要があります。

サイクル&バスライドにつきましては、川崎区における適用性についての基礎資料をまとめるとともに現地調査を行うなど、試験施行を実施する候補地を選定しましたが、本格導入に向けては、引き続き、対象範囲における実態調査の実施や試験施行後の効果検証を行う必要があります。

※出発地点（自宅等）からバス停近くの駐輪場まで自転車を利用し、バス停でバスに乗り換えて目的地に向うシステムです。
バス交通の利用を促進することにより、駅周辺地区による自転車利用を抑制します。

施策⑦ コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
コミュニティサイクルの事例調査・研究	コミュニティサイクルの可能性の検討	コミュニティサイクルの取組みの方向性の整理

○ 第1期実施計画の成果

コミュニティサイクルに関する各種施策や導入可能性を検討

コミュニティサイクル^{*}を導入している事例や事業の採算性に向けた広告事業などの補助施策をまとめました。また、川崎区内の居住者や川崎駅東口周辺での来街者などを対象とした意識調査の実施に向け、東京都市圏パーソントリップ調査結果を用いて、川崎区内における自転車等の目的別の動きを分析するとともに、調査の対象範囲や質問項目などを整理した調査計画書を作成しました。

○ 課題

コミュニティサイクルは、1台の自転車を利用者同士で共有することで、自転車を保有しなくても目的地まで移動ができるなど、自転車の使い方を大きく変えるものです。そのため、コミュニティサイクル試験施行の検討にあたっては、自転車利用者等に対して、自転車の所有や利用について、どのように考えているか等の意識調査を行い、潜在的な需要を把握する必要があります。

※複数の自転車の貸出場所（ステーション）をネットワークでつなぐことにより、各ステーションで自転車の貸出、返却が自由にできる交通システムです。

施策⑧ 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・「川崎区交通安全子ども 自転車大会」の開催	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続ほか 市役所通り通行ルールの周知活動等

○ 第1期実施計画の成果

自転車利用者のマナー向上のための街頭指導や交通安全教室などの取り組みを実施

平成24年5月から制服姿の「自転車マナーアップ指導員」を導入し、自転車の安全運転を街頭で指導する取り組みを行っています。

川崎区では、小学生を対象とした自転車教室を54回開催し、延べ約5,000人の児童が参加しました。また、中学生、高校生及び町内会・自治会関係者を対象とした「スケアードストレート方式交通安全教室※」を5回開催し、延べ約1,000人が参加しました。

自転車の交通ルールの遵守等呼びかける「自転車マナーアップリーフレット」等を作成し、各種キャンペーンなどで配布しました。

※スタントマンが交通事故の現場を再現することで、見ている人に「事故の恐ろしさ」や「交通ルール違反はなぜ危険なのか」などについて視覚的に訴え、交通ルールを遵守することがいかに大切かということを学習していただくための教室です。



○ 課題

継続的に行う交通安全運動や交通安全教育の実施などにより、本市における自転車関係事故の件数は減少していますが、全交通事故に占める割合は川崎区で約40%と高い構成率で推移していることから、自転車利用者に対する交通ルールの周知やマナー・意識の向上を図るため、交通関係団体、警察及び行政の連携を強化するなど、効果的で継続的な啓発活動を行っていく必要があります。

基本方針
3

効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

施策⑨ 利用目的に応じた駐輪場の整備

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
市役所通り代替駐輪場 ・宮本町地内（いさご車庫） 駐輪場の整備 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の詳細設計	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の整備 市役所通り短時間駐輪場の整備	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の供用開始
新川通り代替駐輪場 ・候補地の比較検討、選定	新川通り代替駐輪場 ・候補地選定に基づく関係機関との 協議・調整	新川通り代替駐輪場 ・整備に向けた実施計画の策定

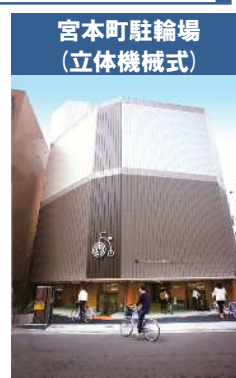
○ 第1期実施計画の成果

宮本町や本町への新たな駐輪場の整備

市役所通り路上駐輪場の代替施設として、宮本町地内（いさご車庫用地）に、収容台数約1,200台の立体機械式の駐輪施設を整備し、平成24年4月に供用開始しました。また、本町地内（旧水道営業所用地）に「東海道かわさき宿交流館」と併設する、収容台数約450台の立体自走式の駐輪場を整備し、平成25年6月に供用開始しました。

買い物目的などの短時間の駐輪を対象とした時間利用駐輪場を市役所通りに約500台整備しました。平成25年度の利用者数は約28万人であり、1年間の平均利用率は、1日1箇所当り3回から4回となっています。

新川通り路上駐輪場の代替施設の整備につきましては、小川町地区、東田公園及び国道15号などを候補地として検討を行い、国道15号による駐輪場整備については、国土交通省等と協議・調整を行い、国が実施する自転車通行帯及び植樹帯の整備などにより、歩道内での駐輪場スペースの確保は困難であることが判明しました。また、東田公園による駐輪場の整備については、地元町内会や公園を管理する協議会等と調整を行い、公園利用者に対する安全の確保や公園の管理運営方法などの課題を確認し、代替駐輪場の整備方針について、整理しました。



市役所通り時間利用駐輪場 利用実績（平成25年度）

単位：台

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
駐輪台数	106	171	186	186	308	351	351	351	351	351	351	351
利用台数	3,621	7,643	10,511	16,243	24,594	27,932	30,229	33,300	34,332	31,577	26,665	30,000

○3月の利用は見込み台数。

○ 課題

川崎駅東口周辺地区の放置自転車等は減少していますが、午後の時間帯による買い物利用者等の放置自転車が多いため、時間利用駐輪場の整備など、利用目的に応じた計画的な駐輪場の整備を行う必要があります。

新川通りの代替駐輪場の整備につきましては、小川町地区などによる地下立体機械式駐輪場の整備について、引き続き検討を行いますが、小川町地区での企業バス等の乗降場所の対応などについて、関係機関と調整を行う必要があります。

施策⑩ 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定

○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
「新たな料金体系」の導入に向けた手続き	「新たな料金体系」の導入	「新たな料金体系」実施後の利用動向調査

○ 第1期実施計画の成果

駐輪場の利便性や利用目的に応じた「新たな料金体系」を導入

駐輪場の利用促進や利用率の平準化を目的として、平成24年4月から駐輪場毎の利便性に応じた「新たな料金体系」を導入しました。

それまで、本市の運営する駐輪場は市内一律の料金体系であったため、駅に近いなど利便性が高い駐輪場に利用が集中していました。「新たな料金体系」では、駐輪場利用者の適正な利用を誘導するため、駅の特性や駅からの距離、駐輪施設の形態など、利用者にとっての利便性に応じた料金を設定し、駐輪場間の利用率の平準化による施設の有効利用を推進しました。

また、買い物目的など短時間の利用者を対象として、2時間までを無料とし、それ以降は時間単位で課金する時間利用料金を設定しました。

駐輪場利用率の分散化の推移

	H23年度	H24年度	H25年度
川崎駅東口周辺自転車等駐車場	25.9% ~ 190.4%	34.3% ~ 138.0%	38.3% ~ 148.4%
	[164.5%]	[103.7%]	[110.1%]

○駐輪場利用率の分散化

利用率の高い駐輪場と低い駐輪場の差が少ないほど、施設が有効に活用されている。

○ 課題

周辺環境や施設特性に応じた「新たな料金体系」を導入し、駐輪場間の利用率の平準化に一定の成果が見られました。今後も効率的な活用に向け、「新たな料金体系」実施後の利用動向等の検証を実施する必要があります。

施策⑪ 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討○ **第 1 期実施計画の取組スケジュール**

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
民間駐輪場助成制度の導入に向けた検討	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進
駐輪場の指定管理者の導入検討	駐輪場の指定管理者の導入	駐輪場の指定管理者の効果検証

○ **第 1 期実施計画の成果****民間駐輪場の整備促進に向けた補助制度や、市営駐輪場に指定管理者制度を導入**

民間事業者による駐輪場の整備促進を図るため、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を平成 25 年 4 月から導入しました。

また、平成 24 年 4 月に市営駐輪場に指定管理者制度を導入し、コールセンターや交通系 IC カードが利用可能な精算機の設置など、民間事業者のノウハウを活用した新たなサービスが導入され、利用者のニーズに対応した管理運営を実施しています。

○ **課 題**

「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を活用した民間事業者による駐輪場の整備について、今後は事業効果の検討が必要となります。

また、指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウを活用した新たなサービスが導入されましたが、今後も、駐輪場の管理運営について、評価及び検証を行うとともに、サービスの向上並びに利用環境の改善により、利用促進を図る必要があります。

6. 計画期間【H26～H28】の主な取組

基本方針
1

安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

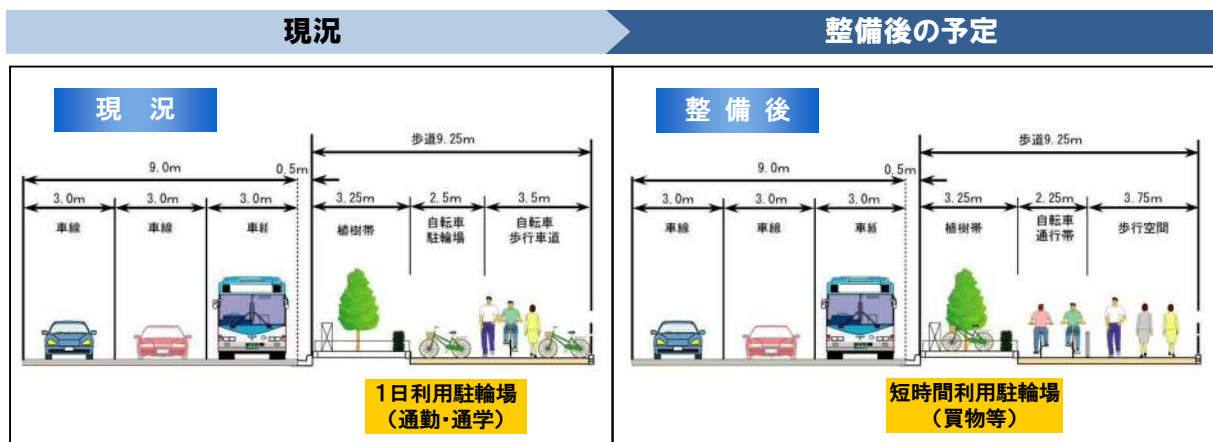
施策① 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備

新川通り通行環境整備に向け、関係者会議を設置し、庁内関係部署や交通管理者等と協議・調整を行い、新川通りの通行環境の整備方針を策定します。

新川通りの通行環境整備については、市役所通りにおける歩行者や自転車利用者の通行帯利用に関する調査・検証を行うとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を考慮するなど、整備に向けた取り組みを進めます。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
市役所通り自転車通行環境整備の効果検証	取組推進
新川通り関係機関協議・基本設計	取組推進

市役所通りの断面図



市道富士見鶴見駅線 (自転車道)



南幸町東渡田線 (自転車通行帯)



施策② 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保

まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の適正な管理及び市民ボランティアと連携した路上違反広告物の撤去を推進します。

新川通りなどにおいて、路上違反広告物等に対する撤去指導を継続的に行います。

川崎駅東口周辺で、道路の適正利用を推進するための協議会を設置し、関係機関・団体と連携して対応方針の検討を行います。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
路上違反広告物等の撤去指導及び撤去の強化	取組継続
新川通り周辺の対策推進	取組継続
協議会による対応検討・対策実施	取組継続

施策③ 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制

押し歩きエリアと定めている、川崎駅東口周辺及び京急川崎駅周辺の歩道において、ボランティアや警察等と連携を図り、交通安全活動を中心に自転車の「押し歩き」推進活動を引続き実施します。推進活動の実施にあたっては、効果検証の結果を踏まえ、より効果が上がるよう、活動時期等を考慮し、定期的にキャンペーンを行います。

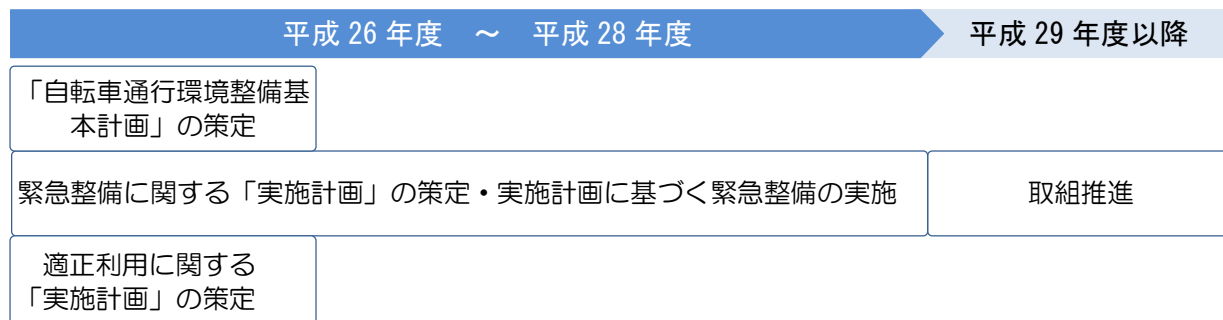
平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動 効果検証	取組継続

押し歩きエリア



施策④ 自転車通行環境整備に向けた取り組み

道路を利用するすべての方々の安全・安心で利便性が高く快適な利用環境の構築に向けた、自転車対策の基本的な考え方を取りまとめた「川崎市自転車通行環境整備基本計画」を策定するとともに、これに基づくハード面、ソフト面それぞれの実施計画を策定し、事業を推進します。



基本方針
2

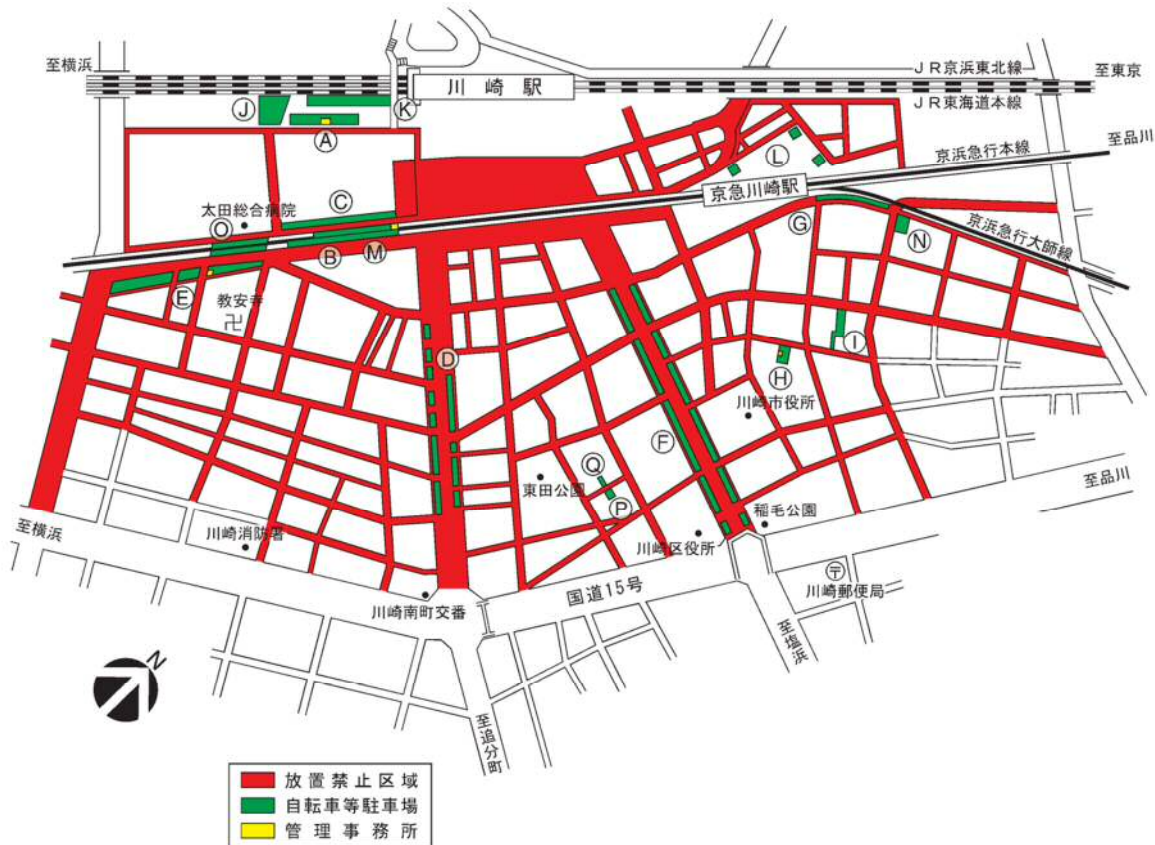
適正な自転車利用の誘導

施策⑤ 放置自転車の撤去の徹底

歩行者等の安全で快適な通行空間の確保や救急・消防活動への障害になる放置自転車等を減らすために、休日の撤去作業の強化及び新たに午後の時間帯撤去作業の実施など、効果的な撤去体制を確立します。また、効果的な啓発誘導方法を確認し、利用目的にあった駐輪場へ誘導することにより、放置自転車等の減少に努めます。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
放置自転車撤去の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後の時間帯の撤去作業実施 ・ 休日の撤去作業の強化 効果的な作業体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発誘導業務と連動した撤去作業の実施 	取組継続
駐輪場利用の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な啓発誘導方法及び人員配置の検討 ・ 短時間駐輪場利用への啓発誘導 ・ キャンペーン等による放置防止の啓発活動 	取組継続

川崎駅東口周辺の自転車放置禁止区域



施策⑥ 交通体系を考慮したバス交通の利用促進

バス交通の利便性向上と利用促進を図るため、市バスでは運行情報を提供する市バスナビ利用方法の周知や、停留所施設の充実を図ります。

川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画に位置づけた対策の効果を検証するため、社会実験を実施するとともに、実験結果を踏まえ、物流関係者の合意を得ながら荷さばき対策の推進を図ります。

バス交通の利用促進を目的として、サイクル&バスライドの試験施行を実施して、効果検証を行うなど、本格導入の可能性について検討します。

平成 26 年度 ~ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
市バスナビ利用方法の周知	取組推進
停留所施設の整備	取組推進
荷さばき対策の社会実験実施・荷さばき対策の推進	取組推進
サイクル&バスライド実態調査の実施・試験運行の実施・本格導入の検討	取組推進

施策⑦ コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み

コミュニティサイクル試験施行の検討にあたり、交通手段としての有効性や事業の採算性などを踏まえ、自転車利用者などの意識調査を行い、潜在的な需要を把握するとともに、候補地や事業者の選定について検討を行います。

平成 26 年度 ~ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
候補地の検討・意識調査の実施・事業者選定の検討・試験施行の検討	取組推進

施策⑧ 交通ルールの周知、マナー 向上に向けた啓発活動の推進

地域の交通関係団体、警察及び行政が連携して各種キャンペーン等を開催し、交通安全市民総ぐるみ運動の取り組みを推進するとともに、交通安全意識の高揚や交通ルール遵守の定着を図ります。

幼児から高齢者まで年齢段階に応じた交通安全教育を実施します。

市役所通りの自転車通行帯及び県道川崎府中のアンダーパス部（JR高架下）の自転車道において、歩行者等の安全が確保されるよう、自転車利用者に対する走行ルールの周知やマナー・意識の向上を図るため、啓発活動を実施します。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
交通安全運動等の推進	取組継続
交通安全教育の実施	取組継続
自転車安全利用の推進（自転車利用者への街頭指導等）	取組継続

交通安全キャンペーン

施策⑨ 利用目的に応じた駐輪場の整備

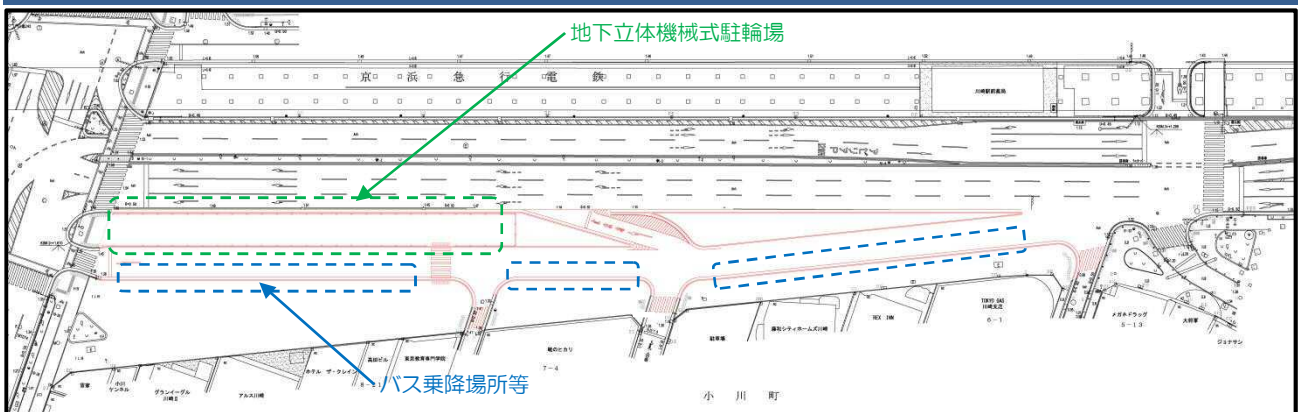
川崎駅東口周辺につきましては、将来自転車需要の再推計（P3）により、平成37年の自転車等の駐輪需要は約10,100台になると予想され、新川通り通行環境整備に伴う代替駐輪場や将来需要に対応するために、不足分約2,500台の駐輪場が必要となります。

この需要に対しましては、補助金制度等を活用した民間事業による駐輪場の整備により対応するとともに、小川町や東田公園などの公有地を有効利用した駐輪場の整備について、検討を行います。なお、小川町地区においての検討では、道路区域内による地上立体機械式駐輪場設置の検討を行いましたが、建築基準法や都市計画により、地上立体機械式の整備は難しいため、地下立体機械式の整備について、調査・検討を行います。

また、買い物目的等の短時間利用者の駐輪場の整備を促進するため、新川通りの時間利用駐輪場整備について、関係機関と協議・調整を行います。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
新川通り代替駐輪場整備に向けた取組 調査・基本設計・詳細設計	取組推進
新川通り時間利用駐輪場 関係機関協議・調整	取組推進

新川通り代替駐輪場整備概略図(案) (小川町地区)



施策⑩ 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定

「新たな料金体系」実施後の利用動向調査などの検証を実施するとともに次期指定管理者の選定に合わせ、制度の評価検証を行います。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度		平成 29 年度以降
「新たな料金体系」実施後の検証	次期指定管理者の選定に伴う「新たな料金体系」の評価検証	取組推進

施策⑪ 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討

民間自転車等駐車場整備費補助金制度の活用などにより、民間事業者による積極的な駐輪場整備の促進を図ります。

民間事業者のノウハウを活用した指定管理者による市営駐輪場の管理運営を推進するとともに、次期指定管理者の選定に向けて、制度の検証を実施します。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度		平成 29 年度以降
補助金制度の活用による民間駐輪場整備の促進		取組推進
指定管理者による市営駐輪場の管理運営の推進	市営駐輪場における指定管理者制度の検証	取組推進
指定管理者の評価・検証	次期指定管理者の選定	取組推進

○現行の指定管理期間は平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間。

川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策実施計画 一覧表

基本方針	11の施策	第2期3ヵ年[H26～H28]の取組	指標 (第2期計画期間)
安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築	1 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■新川通り通行環境整備に向けた関係機関協議・基本設計 □市役所通り自転車通行環境整備の効果検証 	-
	2 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> □路上違反広告物等の撤去指導及び撤去の強化 □新川通り周辺の対策推進 ■協議会による対応検討、対策実施 	-
	3 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制	<ul style="list-style-type: none"> □関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動 □「押し歩き」の効果検証 	・キャンペーンの開催数 3回/年 (計画期間9回以上)
	4 自転車通行環境整備に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■「自転車通行環境整備基本計画」の策定 ■緊急整備に関する「実施計画」の策定及び整備の実施 ■ネットワーク構築及び適正利用に関する「実施計画」の策定 	-
適正な自転車利用の誘導	5 放置自転車の撤去の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □休日の撤去作業の強化 □効果的な啓発誘導方法及び人員配置の検証 ■午後の時間帯の撤去作業の実施 □啓発誘導業務と連動した撤去作業の実施 □短時間駐輪場利用への啓発誘導 □キャンペーン等による放置防止の啓発活動 	・放置自転車数 5%減/3ヵ年
	6 交通体系を考慮したバス交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> □市バスナビ利用方法の周知 □停留所施設の整備 ■荷さばき対策の社会実験実施・荷さばき対策の推進 ■サイクル&バスライド実態調査の実施・試験運行の実施・本格導入の検討 	-
	7 コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■候補地の検討、意識調査の実施 ■事業者選定の検討 ■試験施行の検討 	-
	8 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> □交通安全運動等の推進 □交通安全教育の実施 □自転車安全利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車教室の開催数 20回/年 ・スケアードストレート方式交通安全教室の開催数 3回/年 ・リーフレット配布数 5,000部/年
効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用	9 利用目的に応じた駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■新川通り時間利用駐輪場関係機関協議・調整 ■新川通り代替駐輪場 基本設計・調査・詳細設計・整備 	・時間利用駐輪場使用数 360,000台/年 (30,000台/月)
	10 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金設定	<ul style="list-style-type: none"> □「新たな料金体系」実施後の検証 □次期指定管理者の選定に伴う「新たな料金体系」の評価検証 	・各駐輪場間の利用率の幅（最高・最低の利用率の幅） 10%減/3ヵ年
	11 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> □補助金制度の活用による民間駐輪場整備の促進 □指定管理者による市営駐輪場の管理運営の推進 □市営駐輪場における指定管理者制度の検証 □指定管理者の評価・検証、次期指定管理者の選定 	・駐輪場利用者の満足度 7割以上

■：新規取組 □：継続取組

川崎駅東口周辺地区総合自転車対策 第2期実施計画
(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月
川崎市

【お問い合わせ先】 川崎市建設緑政局自転車対策室
電話：044-200-2828
FAX：044-200-3973